

豊中市とよなかつ子応援特別給付金の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、各種行事の中止や外出自粛など不自由な生活を余儀なくされている子どもたちを応援する観点から実施する、豊中市とよなかつ子応援特別給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 支給対象者 第3条に掲げる給付金が支給される者をいう。
- 二 一般支給対象者 支給対象者のうち、本市から児童手当法(昭和46年法律第73号)第7条第1項の規定により認定を受けている一般受給資格者で、児童手当法第17条第1項に規定する公務員を除いた者、または児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条第1項の認定を受けている者をいう。
- 三 その他の支給対象者 支給対象者のうち、一般支給対象者を除いた者をいう。

(対象者)

第3条 支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 令和3年6月1日（以下「基準日」という。）において豊中市（以下「市」という。）に住民登録がある令和3年度末年齢が18歳以下の児童（以下「対象児童」という。）を養育する者
- 二 前号に掲げる者に類するものとして市長が別に定める者

(給付金の支給)

第4条 市長は、支給対象者に対しこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で給付金を支給するものとする。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は対象児童1人当たり10,000円とする。

(一般支給対象者に対する給付金の支給申込み等)

第6条 市は、一般支給対象者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

- 2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 市長は、市長が定める期日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、給付金を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第7条 一般支給対象者に対する支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、児童手当または児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

- 一 児童手当・児童扶養手当口座振込方式 基準日時点において市が把握する児童手当(児童手当を受給していない場合にあっては児童扶養手当)振込時における指定口座に振り込む方式
- 二 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式
- 三 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(その他の支給対象者に対する給付金の申請及び支給の方式)

第8条 その他の支給対象者に対する給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、豊中市とよなかつ子応援特別給付金申請書(以下「申請書」という。)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。
- 3 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年2月28日までの間で市長が別に定める日とする。
- 4 申請者による申請及びこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
 - 一 郵送申請口座振込方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - 二 窓口申請口座振込方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - 三 窓口交付方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 5 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、指定する金融機関の口座に係るキャッシュカードや通帳の写し等を提出させ、又は提示させること等により、申請書の口座情報の確認を行う。
- 6 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第9条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請者に対する支給の決定)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、第8条第4項各号に掲げる方式により給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知)

第11条 市は、給付金の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請者から申請が行われなかった場合、当該申請者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条第3項の規定による支給決定を行った後、基準日時点において市が把握する児童手当（児童手当を受給していない場合にあっては児童扶養手当）振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和4年2月28日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件贈与契約は解除される。

3 市長が第10条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和4年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から実施する。